

## 報告事項1（意見聴取）

### 平成29年2月定例府議会提出予定の議案について

平成29年2月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成29年2月17日

#### ○条例案

- 1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件
- 2 大阪府立学校条例一部改正の件
- 3 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 4 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 5 大阪府教育行政基本条例等一部改正の件
- 6 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 7 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○今後の予定

2月17日以降 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく  
知事からの意見聴取

2月23日 意見聴取に対する回答期限

2月24日 2月定例府議会本会議開会

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件	<p>市町村立学校職員給与負担法の改正により、指定都市立の小学校等の職員の給与を、指定都市が負担することとなるため、府費負担教職員の規定から指定都市を削除するなど所要の改正を行う。</p> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例</li> <li>・職員の退職手当に関する条例</li> <li>・職員の給与に関する条例</li> <li>・職員の旅費に関する条例</li> <li>・大阪府職員基本条例</li> <li>・府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例</li> <li>・府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例</li> </ul>
2	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府立学校の職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校 8人 → 14人</li> <li>・高等学校 10,011人 → 9,810人</li> <li>・特別支援学校 5,541人 → 5,573人</li> </ul> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p> <p>2 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画等に基づき、規定の整備を行う。</p> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p> <p>3 大阪府立豊中高等学校能勢分校を設置し、大阪府立能勢高等学校を閉校する。</p> <p>施行予定期日：平成30年1月1日</p> <p style="padding-left: 40px;">(能勢分校の設置)</p> <p style="padding-left: 40px;">規則で定める日</p> <p style="padding-left: 40px;">(能勢高校の閉校)</p>

3	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 27,097人 → 17,289人</li> <li>・中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 16,079人 → 10,273人</li> <li>・高等学校 28人 → 25人</li> <li>・特別支援学校 197人 → 15人</li> </ul> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p>
4	府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>1 教育公務員特例法の改正により、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定等の事務を豊能地区3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）が処理することとする。</p> <p>2 教育公務員特例法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。</p> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p>
5	大阪府教育行政基本条例等一部改正の件	<p>教育公務員特例法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。</p> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府教育行政基本条例</li> <li>・大阪府立学校条例</li> <li>・大阪府附属機関条例</li> </ul>
6	大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務の一部を茨木市が処理することとする。</p> <p>施行予定期日：平成29年7月1日</p>
7	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	<p>社会福祉法の改正に伴い、認可外施設型認定こども園の設置者が法人である場合の役員の要件に関する規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。</p> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p>

大阪府条例第 号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)                      第五条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、任命権者(豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2―6 (略)</p>	<p>(勤勉手当)                      第五条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、任命権者(大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2―6 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会の調査審議等)                      第十八条 (略)                      2―6 (略)                      7 豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市又は町に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。</p>	<p>(人事委員会の調査審議等)                      第十八条 (略)                      2―6 (略)                      7 大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市又は町に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)  
 第三条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)            第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者(豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員)については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)            第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者(大阪府立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員)については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p>
5—11 (略)		5—11 (略)

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第四条 職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者)については、任命権者(豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員)については、府の教育委員会とする。次条第四項及び第四条第一項を除き、以下同じ。)が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務)をいうものとする。</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者)については、任命権者(大阪府立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員)については、府の教育委員会とする。次条第四項及び第四条第一項を除き、以下同じ。)が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務)をいうものとする。</p>
3 (略)		3 (略)

(大阪府職員基本条例の一部改正)

第五条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次

のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(評価の基準)            第十六条 任命権者(豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会。次項において同じ。)は、毎年度、人事評価の基準として、組織目標に基づく実績評価(職員がその職務を遂行するに当たり達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)及び能力評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)の客観的な基準を定め、これを公表するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(適用除外)            第四十八条 (略)</p> <p>3 第二条第二項、第三条、第六条から第十条まで、第十八条第二項、第十九条、第二十五条第三項、第二十六条第三項、第二十七条及び第四十二条から第四十七条までの規定は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。</p> <p>4 第十一条の規定は、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。</p> <p>(特定の府費負担教職員に対する読替え)            第四十九条 府費負担教職員(豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員を除く。)に対する第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「任命権者が第二十九条に規定する」とあるのは、「市町村教育委員会が第二十九条に規定する措置に相当する」とする。</p>	<p>(評価の基準)            第十六条 任命権者(大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会。次項において同じ。)は、毎年度、人事評価の基準として、組織目標に基づく実績評価(職員がその職務を遂行するに当たり達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)及び能力評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)の客観的な基準を定め、これを公表するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(適用除外)            第四十八条 (略)</p> <p>3 第二条第二項、第三条、第六条から第十条まで、第十八条第二項、第十九条、第二十五条第三項、第二十六条第三項、第二十七条及び第四十二条から第四十七条までの規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。</p> <p>4 第十一条の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。</p> <p>(特定の府費負担教職員に対する読替え)            第四十九条 府費負担教職員(大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員を除く。)に対する第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「任命権者が第二十九条に規定する」とあるのは、「市町村教育委員会が第二十九条に規定する措置に相当する」とする。</p>

(府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第六条 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成十二年大阪府条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(市町村が処理する事務の範囲等)  
 第二条 法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与(非常勤の講師(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務であつて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員(負担法第一条に規定する職員に限る。次条において同じ。))に係るものは、当該市又は町が処理することとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)  
 第二条 法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与(非常勤の講師(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務であつて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員(負担法第一条に規定する職員に限る。次条及び第四条において同じ。))に係るものは、当該市又は町が処理することとする。

第四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「法」という。))に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。

- 一 法第十七条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第七条第一項及び第三項の規定による受給資格及び児童手当の額の認定に関する事務
- 二 法第十七条第一項及び第三項の規定によつて読み替えられる法第八条の規定による児童手当の支給に関する事務
- 三 法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第十四条の規定による偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者からのその受給額に相当する金額の全部又は一部の徴収に関する事務

第四条 (略)

第五条 (略)

第六条 負担法第一条に規定する給料その他の給与の支給等に関する事務のうち、別に教育委員会規則で定める事務であつて大阪府が設置する学校の職員(負担法第一条に規定する職員及び別に教育委員会規則で定める職員に限る。))に係るものは、大阪府が処理することとする。

(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)  
 第七条 府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。  
 第二十九号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分限条例等の適用除外)            第二条 前条の規定にかかわらず、職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号。以下「分限条例」という。))第九條第三項及び第六項、第十條第六項並びに職員の懲戒に</p>	<p>(分限条例等の適用除外)            第二条 前条の規定にかかわらず、職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号。以下「分限条例」という。))第九條第三項及び第六項、第十條第六項並びに職員の懲戒に</p>

関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号。以下「懲戒条例」という。）第四条第二項の規定は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員には、適用しない。

（分限条例等の適用に係る読替え）

第三条 第一条の規定により府立学校の職員の例によることとされる分限及び懲戒について、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員に対して分限条例及び懲戒条例を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号。以下「懲戒条例」という。）第四条第二項の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員には、適用しない。

（分限条例等の適用に係る読替え）

第三条 第一条の規定により府立学校の職員の例によることとされる分限及び懲戒について、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員に対して分限条例及び懲戒条例を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の日の属する月の前月までに支給すべき事由が生じた児童手当に関する事務及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与の支給等に関する事務のうち教育委員会規則で定める事務については、平成二十九年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。



## 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課・総務部人事局人事課・教育庁教職員室教職員企画課・教育庁教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

市町村立学校職員給与負担法（以下「法」という。）が改正され、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の学校の教員並びに事務職員等の給料、各種手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費等に要する費用の弁償については、都道府県の負担対象外となったため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

・大阪市及び堺市の教職員は、「府費負担教職員」ではなくなり、各条例の規定対象から外れるため、次のとおり該当箇所を改正する。

番号	条例名	改正箇所
①	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例	・手当の支給をする上で任命権者を府の教育委員会とする規定から指定都市の学校職員を削除する。（第5条）
②	職員の退職手当に関する条例	・退職手当の支給制限等の処分に関する府人事委員会の調査審議に関する適用除外について、指定都市の職員は法により直接除外されることから削除する。（第18条）
③	職員の給与に関する条例	・昇給に関し、任命権者を府の教育委員会とする規定から指定都市の学校職員を削除する。（第5条）
④	職員の旅費に関する条例	・旅費に関し、任命権者を府の教育委員会とする規定から指定都市の学校職員を削除する。（第2条）
⑤	大阪府職員基本条例	・評価の基準を定める上で、任命権者を府教育委員会とする規定から指定都市を削除する。（第16条） ・任命権者の責務等の適用除外に関する規定について、指定都市は法により直接除外されることから削除する。（第48条） ・特定の府費負担教職員に対する読替えに関する規定から指定都市を削除する。（第49条）
⑥	府費負担教職員の人事行政に係る事務処理の特例に関する条例	・大阪市が処理する児童手当法に基づく事務を削除する。（第4条） ・大阪市が処理する給料その他の給与の支給等に関する事務を削除する。（第6条）
⑦	府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例	・分限条例等の適用除外に関する規定について、指定都市は法により直接除外されることから削除する。（第2条） ・読替え規定の対象となる市町村に関する規定から、指定都市を削除する。（第3条）

### ■施行期日

・平成29年4月1日

（理由）法の施行日が平成29年4月1日とされており、本条例の改正もこれに合わせて施行する必要があるため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

①②③財政課及び教職員室教職員企画課と調整済、 ④学校総務サービス課と調整済、 ⑤教職員室と調整済

⑥大阪市と条例の改正について調整済

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例施行規則の改正

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第二十二条 (略)

- 一 中学校 一四人
- 二 高等学校 九、八一〇人
- 三 特別支援学校 五、五七三人

第二十二条 (略)

- 一 中学校 八人
- 二 高等学校 一〇、〇二一人
- 三 特別支援学校 五、五四一人

別表第二(第三条関係)

別表第二(第三条関係)

名称	位置
大阪府立東淀川高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立勝山高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立門真西高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立花園高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立泉大津高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立泉北高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立北野高等学校	大阪市淀川区新北野二丁目
大阪府立天王寺高等学校	大阪市阿倍野区三丁目
(略)	(略)
大阪府立芦間高等学校	(略)

名称	位置
大阪府立北野高等学校	大阪市淀川区新北野二丁目
大阪府立東淀川高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立勝山高等学校	(略)
大阪府立天王寺高等学校	大阪市阿倍野区三丁目
(略)	(略)
大阪府立門真西高等学校	(略)
大阪府立門真なみはや高等学校	門真市島頭四丁目
(略)	(略)
大阪府立花園高等学校	(略)
大阪府立布施北高等学校	東大阪市荒本西一丁目
(略)	(略)
大阪府立泉大津高等学校	(略)
大阪府立伯太高等学校	和泉市伯太町一丁目
(略)	(略)
大阪府立泉北高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立芦間高等学校	(略)

備考 (略)	大阪府立門真なみはや高等学校	門真市島頭四丁目
	大阪府立布施北高等学校	東大阪市荒本西一丁目
備考 (略)	大阪府立堺東高等学校	(略)
	大阪府立伯太高等学校	和泉市伯太町一丁目
備考 (略)	大阪府立堺東高等学校	(略)
	(略)	(略)

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
備考 (略)	別表第一(第三条関係)	備考 (略)	別表第一(第三条関係)
	名称		名称
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	大阪府立豊中高等学校	(略)	大阪府立豊中高等学校
(略)	大阪府立豊中高等学校能勢分校	(略)	大阪府立豊中高等学校
(略)	豊能郡能勢町上田尻	(略)	(略)

第三条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
備考 (略)	別表第一(第三条関係)	備考 (略)	別表第一(第三条関係)
	名称		名称
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	大阪府立長吉高等学校	(略)	大阪府立長吉高等学校
(略)	大阪府立長吉高等学校	(略)	大阪府立能勢高等学校
(略)	(略)	(略)	豊能郡能勢町上田尻

附 則  
 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は平

成三十年一月一日から、第三条の規定は規則で定める日から施行する。

## 大阪府立学校条例の改正（概要）

教育振興室高等学校課/教育振興室高校再編整備課/教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

- (1) 府立の中学校、高等学校並びに特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の変動により、平成29年度の教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。
- (2) 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく平成27年度実施対象校の学科改編を平成29年度入学生より実施するため、所要の改正を行う。
- (3) 平成28年度公立高等学校の募集人員を変更したことに伴い、所要の改正を行う。
- (4) 大阪府立学校条例及び大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく平成27年度実施対象校のうち大阪府立能勢高等学校を平成30年度当初より大阪府立豊中高等学校の分校とするため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- (1) 教職員定数の改定 中学校 8人→14人、高等学校 10,011人→9,810人、特別支援 5,541人→5,573人
- (2) 平成27年度実施対象校の学科改編
  - ① 大阪府立門真なみはや高等学校を全日制普通科より全日制総合学科に改編する。
  - ② 大阪府立布施北高等学校を全日制普通科より全日制総合学科に改編する。
  - ③ 大阪府立伯太高等学校を全日制普通科から全日制総合学科に改編する。
- (3) 平成28年度公立高等学校の募集人員の変更
  - ① 大阪府立北野高等学校を全日制普通科の募集を停止し、文理学科のみの募集とする。
  - ② 大阪府立天王寺高等学校を全日制普通科の募集を停止し、文理学科のみの募集とする。
- (4) 大阪府立能勢高等学校を大阪府立豊中高等学校の分校とする改編
  - ①大阪府立豊中高等学校能勢分校の項を別表第二に追加する。
  - ②大阪府立能勢高等学校の項を別表第二から削る。

### ■施行期日

- (1)、(2)及び(3)平成29年4月1日  
(理由)平成29年度当初から実施するため。
- (4)①平成30年1月1日  
(理由)平成30年1月から能勢分校を設置するため。
- (4)②規則で定める日  
(理由)在校生が卒業する時期に合わせて閉校するため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- (1)財政課と教職員定数について調整済
- (4)予算執行機関の指定及び大阪府基金条例に基づく府の機関の指定の告示の改正、大阪府立学校の管理運営に関する規則の改正

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（府費負担教職員の定数）                      第二条（略）</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）                      一七、二八九人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）                      一〇、二七三人</p> <p>三 高等学校 二五人</p> <p>四 特別支援学校 一五人</p>	<p>（府費負担教職員の定数）                      第二条（略）</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）                      二七、〇九七人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）                      一六、〇七九人</p> <p>三 高等学校 二八人</p> <p>四 特別支援学校 一九七人</p>

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 府費負担教職員定数条例の改正（概要）

教育庁教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

大阪市・堺市を除く市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校、大阪市・堺市を除く市立の高等学校（定時制の課程）並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国定数の配分に基づき、平成29年度の府費負担教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

教職員定数の改正（第2条関係）

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	27,097人	→	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	17,289人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	16,079人	→	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	10,273人
高等学校	28人	→	高等学校	25人
特別支援学校	197人	→	特別支援学校	15人

### ■施行期日

平成29年4月1日

（理由）平成29年度当初から施行する必要があるため

### ■政策アセスメント・制度間調整

財政課と教職員定数について調整済

大阪府条例第 号

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 地方公務員法及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一 地方公務員法第三十九条第二項並びに法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の研修に関する事務</p> <p>二 法第二十二條の三第一項に規定する指標の策定に関する事務</p> <p>三 法第二十二條の三第二項の規定による協議に関する事務</p> <p>四 法第二十二條の三第三項の規定による公表に関する事務</p> <p>五 法第二十二條の四第一項に規定する教員研修計画の策定に関する事務</p> <p>六 法第二十二條の四第三項の規定による公表に関する事務</p> <p>七 法第二十二條の五第一項の規定による協議会の組織に関する事務</p> <p>2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、豊中市が設置する学校の職員に係るものは、豊中市が処理することとする。</p> <p>一 前項第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務</p> <p>二 法第二十五条第一項に規定する指導改善研修に関する事務</p>	<p>第三条 地方公務員法第三十九条第二項並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の研修に関する事務であつて、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p> <p>2 教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修に関する事務であつて、豊中市が設置する学校の職員に係るものは、豊中市が処理することとする。</p>

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。



## 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育庁教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

- (1) 教育公務員特例法の改正により、同法の条項を引用している本条例の規定に変更が生じるため、規定整備を行う。
- (2) 指標や教員研修計画及び協議会について豊能地区3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）に権限移譲する。

### ■改正の内容

- (1) 第3条第1項及び第2項中
  - ・「第22条の3第1項」を追加。（指標に関する事務）
  - ・「第22条の4第1項」を追加。（教員研修計画に関する事務）
  - ・「第22条の5第1項」を追加。（協議会に関する事務）
  - ・「第25条の2」を「第25条」に改める。（第25条の2の条文が第25条に繰り上げ）

### ■施行期日

- ・平成29年4月1日  
（理由）教育公務員特例法が平成29年4月1日に施行されるため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・豊能地区（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）と条例の改正について調整済

大阪府条例第 号

大阪府教育行政基本条例等の一部を改正する条例

(大阪府教育行政基本条例の一部改正)

第一条 大阪府教育行政基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の資質及び能力の向上等) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員(府費負担教職員であつて教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師であるものをいう。以下同じ。)について、市町村教育委員会と連携し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるものとする。</p> <p>4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。</p>	<p>(府費負担教職員の資質及び能力の向上等) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員(府費負担教職員であつて教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師であるものをいう。以下同じ。)について、市町村教育委員会と連携し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるものとする。</p> <p>4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。</p>

(大阪府立学校条例の一部改正)

第二条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指導が不適切な教員に対する措置) 第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第十二条第四項第三号の保護者からの意見の調査審議の結果を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置(以下「指導改善研修等」という。)を講ずるよう申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、教育公務員特例法第二十五条第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導</p>	<p>(指導が不適切な教員に対する措置) 第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第十二条第四項第三号の保護者からの意見の調査審議の結果を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置(以下「指導改善研修等」という。)を講ずるよう申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する</p>

を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第三条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第二条関係)	別表第一(第二条関係)	別表第一(第二条関係)	別表第一(第二条関係)
一(略)	一(略)	一(略)	一(略)
二(略)	二(略)	二(略)	二(略)
名称(略)	名称(略)	名称(略)	名称(略)
担任する事務(略)	担任する事務(略)	担任する事務(略)	担任する事務(略)
大阪府教員の資質向上審議会	大阪府教員の資質向上審議会	大阪府教員の資質向上審議会	大阪府教員の資質向上審議会
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項又は第四項の規定による認定等に当たつての調査審議に関する事務	教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項又は第四項の規定による認定等に当たつての調査審議に関する事務	教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第二項又は第四項の規定による認定等に当たつての調査審議に関する事務	教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第二項又は第四項の規定による認定等に当たつての調査審議に関する事務
三(略)	三(略)	三(略)	三(略)

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 大阪府教育行政基本条例等の改正（概要）

教育庁教育総務企画課/教育振興室高等学校課/教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

教育公務員特例法の改正（平成28年法律第87号。平成28年11月28日公布、平成29年4月1日施行）により、同法の条項を引用している条例の規定に条ずれが生じるため、規定整備を行う。

### ■改正の内容

- ①大阪府教育行政基本条例：第9条第3項及び第4項中「第25条の2」を「第25条」に改める。
- ②大阪府立学校条例：第21条第1項及び第3項中「第25条の2」を「第25条」に改める。
- ③大阪府附属機関条例：別表第一（二 教育委員会の附属機関）「大阪府教員の資質向上審議会」の下欄、「第25条の2」を「第25条」に改める。

### ■施行期日

- ・平成29年4月1日  
（理由）法律の施行日と合わせるため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・人事局企画厚生課と調整済

大阪府条例第 号

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第四十二条第二項の規定による評議員の職務を行うべき者の選任に関する事務</p> <p>三 法第四十五条の六第二項（法第四十五条の十七第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による役員職務を行うべき者の選任に関する事務</p> <p>四 法第四十五条の九第五項の許可に関する事務</p> <p>五 法第四十五条の三十六第二項の許可に関する事務</p> <p>六 法第四十五条の三十六第四項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>七・八（略）</p> <p>九 法第四十六条の六第四項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>十 法第四十六条の六第五項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>十一 法第四十七条の五の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>十二 法第五十条第三項の認可に関する事務</p> <p>十三 法第五十四条の六第二項の認可に関する事務</p> <p>十四 法第五十五条の二第一項の認可に関する事務</p> <p>十五 法第五十五条の二第八項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の支援に関する事務</p> <p>十六 法第五十五条の二第十項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の協力の要請に関する事務</p> <p>十七 法第五十五条の三第一項の認可に関する事務</p> <p>十八 法第五十五条の三第二項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>十九 法第五十五条の四の承認に関する事務</p> <p>二十一二十八（略）</p> <p>2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤</p>	<p>第五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十九条の三の規定による仮理事の選任に関する事務</p> <p>三 法第三十九条の四の規定による特別代理人の選任に関する事務</p> <p>四 法第四十三条第一項の認可に関する事務</p> <p>五 法第四十三条第三項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 法第四十六条の七の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>九 法第四十七条の三の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>十 法第四十九条第二項の認可に関する事務</p> <p>十一十九（略）</p> <p>2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤</p>

井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十條の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  
一一六 (略)

井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町及び千早赤阪村の区域にあつては老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十條の七に規定する老人福祉センター(以下この条において「老人福祉センター」という。)に係る事務に限り、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町及び河南町の区域にあつては老人福祉センター及び法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。  
一一六 (略)

第二条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百五十五号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、高槻市、守口市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。 一一六 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年文部科学省令第二号。以下この項に内閣府 厚生労働省 において「令」という。)及び条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、池田市、茨木市、松原市、箕面市の区域に係るものにあつては、当該市が処理することとする。 一一十 (略)</p>	<p>第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百五十五号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、高槻市、守口市、枚方市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。 一一六 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年文部科学省令第二号。以下この項に内閣府 厚生労働省 において「令」という。)及び条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、池田市、松原市及び箕面市の区域に係るものにあつては、当該市が処理することとする。 一一十 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

## 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

福祉部 地域福祉推進室指導監査課  
障がい福祉室地域生活支援課  
高齢介護室介護事業者課  
子ども室子育て支援課  
教育庁 私学課  
市町村教育室小中学校課

### ■改正の理由

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の改正（平成28年3月31日公布、平成29年4月1日施行）により、所轄庁に一時評議員の職務を行うべき者の選任等の権限が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 枚方市に、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を移譲するため、所要の改正を行う。
- (3) 交野市に、老人福祉センター設置届出の受理等の事務を移譲するため、所要の改正を行う。
- (4) 茨木市に、幼保連携型認定こども園の認可等及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する事務を移譲するため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- (1) 社会福祉法人に係る町村（島本町を除く。）に移譲する法第42条第2項の一時評議員の職務を行うべき者の選任等の事務を追加する。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務の権限移譲の対象に、枚方市を追加する。
- (3) 社会福祉法及び老人福祉法に基づく老人福祉センター設置届出の受理等の事務の権限移譲の対象に、交野市を追加する。
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、同法施行規則及び条例に基づく幼保連携型認定こども園の認可等及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する事務の権限移譲の対象に、茨木市を追加する。

### ■施行期日

- (1) 平成29年4月1日  
理由：改正社会福祉法が平成29年4月1日に施行されるため。
- (2) 平成29年7月1日  
理由：施行日については、権限移譲先の枚方市の申出により平成29年7月1日とする。
- (3) 平成29年4月1日  
理由：施行日については、権限移譲先の交野市の申出により平成29年4月1日とする。
- (4) 平成29年7月1日  
理由：施行日については、権限移譲先の茨木市の申出により平成29年7月1日とする。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- (1) 市町村課及び移譲先の町村と調整済（能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）
- (2) 市町村課及び移譲先の市町村と調整済
- (3) 市町村課及び移譲先の市町村と調整済
- (4) 市町村課及び移譲先の市町村と調整済

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（認可外施設型認定こども園の設置者） 第二十五条（略） 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十条第一項各号（第一号を除く。）のいずれにも該当しないこと。 二・三（略）</p>	<p>（認可外施設型認定こども園の設置者） 第二十五条（略） 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十六条第四項各号のいずれにも該当しないこと。 二・三（略）</p>

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。



## 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の改正（概要）

福祉部 子ども室子育て支援課  
教育庁 私学課  
市町村教育室小中学校課

### ■改正の理由

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正に伴い、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

社会福祉法において、役員に関する規定が変更されたため、同様の改正（引用条文の変更）を行う。

### ■施行期日

平成29年4月1日

（理由）改正社会福祉法が平成29年4月1日に施行されるため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし